

新型コロナワクチン接種について

問 福祉課 プラチナ社会政策室 ☎85-7056
F 92-7184 ✉fukushi@town.kiyama.lg.jp
電話・来庁は午前9時～午後5時(土・日曜、祝日休)

※来庁時は「接種券」を
ご持参ください。



オミクロン株対応ワクチンについて

11月の使用ワクチンは、集団接種・個別接種共にファイザー社(BA.4/5)です。
※国からのワクチン供給状況により12月以降に使用するワクチンが変わることがありますのでご了承ください。

初回接種(1・2回目接種)がまだお済みでない方へ

初回接種(1・2回目接種)がまだお済みでない方は、年内に接種を完了することをご検討ください。

◆1・2回目接種に使用している従来型ワクチンは、年内で国からの供給が終了する予定です。

◆オミクロン株対応ワクチンは、初回接種(1・2回目接種)が完了しないと接種できません。

オミクロン株対応ワクチンでの追加接種をご希望の方は、なるべくお早めに接種してください。

※基山町では、9月25日よりオミクロン株対応ワクチンによる接種を開始しています。こちらは、初回接種を完了した12歳以上の方が対象で、1回接種で接種完了となります。このオミクロン株対応ワクチンは、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果とともに、感染予防効果や発症予防効果も期待されています。

◆年末年始の新型コロナの流行に備えましょう!

これまでの2年間、年末年始の後に新型コロナが流行しています。流行に備えて、高齢者等とはもとより、若い方にもオミクロン株対応ワクチンによる予防接種をおすすめしています。



NEW

乳幼児(生後6か月以上5歳未満)ワクチン接種(1・2・3回目)について

現在、小児(5歳以上12歳未満)の方を対象に新型コロナワクチン接種を行っていますが、国において、乳幼児(生後6か月以上5歳未満)の新型コロナワクチン接種についても10月5日に承認されました。臨時定期接種として位置づけられましたので、以下のとおり、基山町における接種体制をお知らせします。接種を希望される保護者の方は、予約のご案内及び接種券の送付をさせていただきますので、事前にプラチナ社会政策室まで電話等によるご連絡をお願いします。



●接種体制

対象者	接種日当日において、生後6か月以上5歳未満の乳幼児
ワクチン	ファイザー社 6か月～4歳用製剤：1回あたり0.2ml (有効成分の量は、12歳以上接種の10分の1)
接種回数	3回(2回目は1回目の3週間後、3回目は2回目の8週間後に接種)
実施医療機関	なるお内科小児科 土曜日(①午前11時30分、②12時)

日 程				
1回目	11月5日	11月26日	12月17日	1月7日
2回目	11月26日	12月17日	1月7日	1月28日
3回目	1月21日	2月18日	3月4日	3月25日

3週間後
8週間後

インターネットでの予約変更が便利になりました

現在、ワクチン接種の予約については、Web、LINE 又は窓口等で行っていただいている状況です。

今回のオミクロン株対応ワクチン接種の予約からは、Web や LINE で既に予約をされた場合、現在の予約を確保したまま空き状況を確認し、予約の変更ができるようになりましたのでお知らせいたします。

新型コロナワクチンは接種することにより、感染予防、発症予防、及び重症化予防の効果があるといわれています。「自分のため」、「家族のため」、「周りの人のため」にも接種をご検討ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」をご覧ください。



◆ワクチン接種に関する最新情報は、基山町ホームページや LINE、KBC テレビdボタン等でご確認ください。

佐賀県知事選挙

期日前投票は 12 月 2 日（金） から

そうだ、投票に行こう！



投票日時 12 月 18 日（日） 午前 7 時から午後 8 時

期日前投票 日時 12 月 2 日（金） から 12 月 17 日（土） 午前 8 時 30 分から午後 8 時
場所 基山町役場 1 階ロビー ※役場が閉庁となる土・日曜日も受け付けます。

今回の選挙で投票できる人（①～③の条件を満たす人）

- ① 満 18 歳以上（平成 16 年 12 月 19 日以前の出生）の人
- ② 引き続き 3 か月以上（令和 4 年 8 月 31 日以前から）本町の住民基本台帳に登録されている人
- ③ 選挙人名簿に登録されている人

※条件を満たす方であっても、令和 4 年 12 月 18 日までに本町から転出された方（県内の他の市町に引き続き異動した方は転出先の証明書があれば投票可）は投票できません。また、入場券が郵送されてきても投票日当日に転出されている方は投票できません。

※令和 4 年 9 月 1 日以降に転入された方は投票ができません。ただし、転入前の住所地が県内で、引き続き異動した方は、投票できますので、基山町選挙管理委員会へ証明書の申請をしてください。

期日前投票をご利用ください

投票日当日、投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。また、当日の混雑緩和のため、期日前投票をご検討ください。

不在者投票について

仕事や旅行などで、投票日や期日前投票期間中に基山町の投票所に行くことができない方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

指定病院、指定老人ホーム等での不在者投票、郵便等による不在者投票について

指定病院、指定老人ホーム等での不在者投票

- ・不在者投票ができる人
都道府県選挙管理委員会の指定する病院に入院、指定老人ホーム等に入所している選挙人で不在者投票事由に該当する人
- ・投票用紙の請求方法
不在者投票をしようとする選挙人は、選挙管理委員長に対して自ら請求するか、指定病院等の長又は代理人が選挙の期日の前日までに請求します。
- ・投票の方法
指定病院等で不在者投票を行う、又は現に所在する地の市町村の選挙管理委員会では不在者投票を行います。

郵便等による不在者投票

- ・身体に重度の障害がある次の人は自宅で郵便等による不在者投票ができます。

① 身体障害者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹、移動機能の障がい	1 級・2 級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1 級・3 級
免疫、肝臓の障がい	1 級・2 級・3 級

② 戦傷病者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹の障がい	特別項症・第 1 項症・第 2 項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症・第 1 項症・第 2 項症・第 3 項症

③ 介護保険の要介護者で要介護 5 の認定を受けている人

問 基山町選挙管理委員会事務局（総務課内）
☎ 92-7915



投票所はご存じですか？

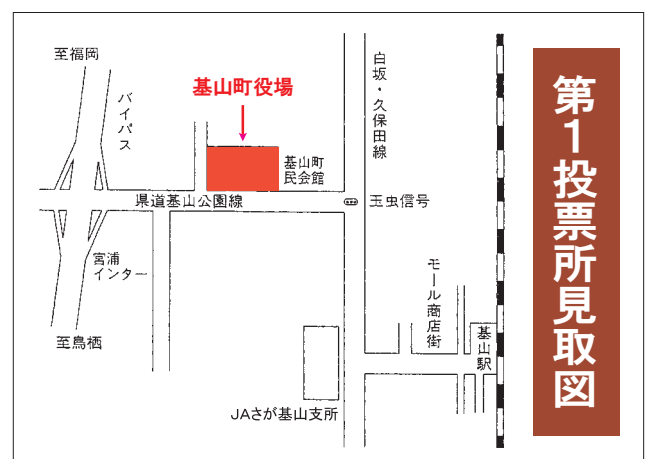
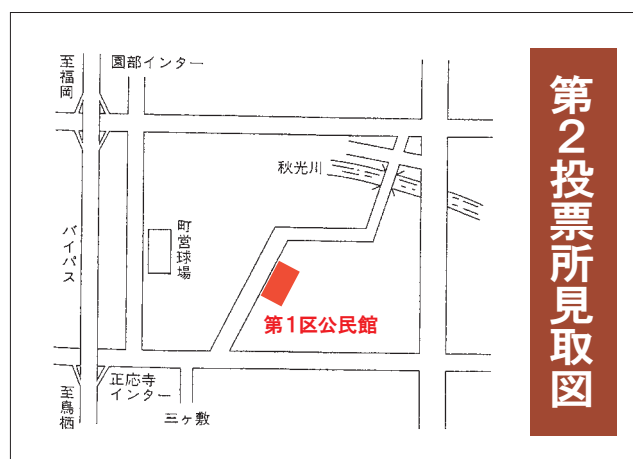
投票は次の場所で**午前7時から午後8時まで**行われます

☎ 基山町選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 92-7915

※今回から第10 投票所が基山町福祉交流館に変更しています。

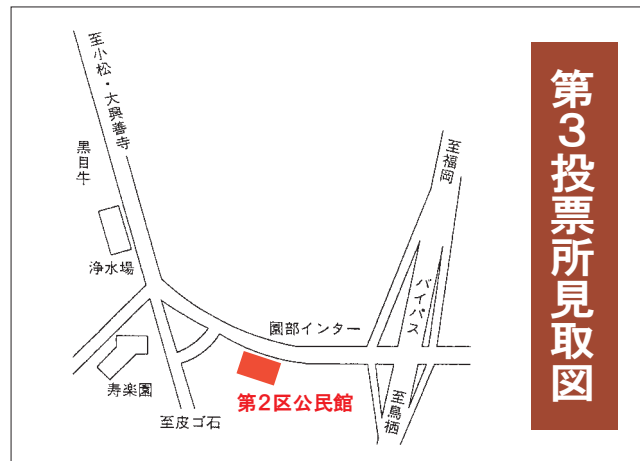
入場券に書いてある投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

投票区	投票所	対象区域
1	基山町役場	3区（上町上第1・第2、グレースフル基山駅を除く）、12区
2	第1区公民館	1区
3	第2区公民館	2区
4	第4区公民館	4区
5	若基小体育館	6区、14区、15区、16区、17区
6	第13区公民館	10区、13区
7	第8区公民館	5区、8区、上町上第1・第2、グレースフル基山駅
8	第7区公民館	7区（西長野を除く）
9	第11区公民館	11区、西長野
10	基山町福祉交流館	9区





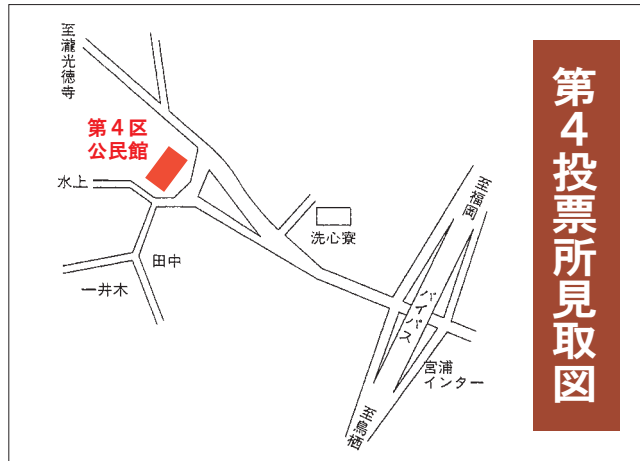
第7投票所見取図



第3投票所見取図



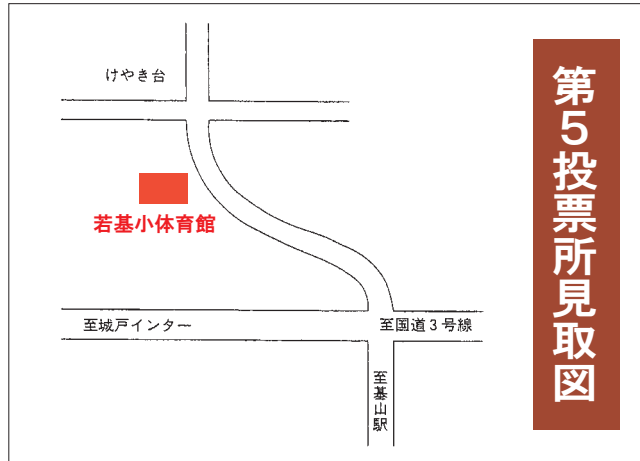
第8投票所見取図



第4投票所見取図



第9投票所見取図



第5投票所見取図



第10投票所見取図



第6投票所見取図

国民健康保険税の減免について

減免の対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**保険税が減免**となります。

【保険税の減免の対象となる方】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
または重篤な傷病を負った世帯

➡ 保険税を**全額免除**

新型コロナウイルス感染症の影響により、
主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯

➡ 保険税の**一部減免**

※保険税が一部減免されるには、下記要件に**全て**該当する必要があります。

- 【要件】（１）事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の収入の種類ごとに見たいずれかの収入が、
前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
（２）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
（３）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

保険税の減免額 保険税の減免額は、減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（ D ）をかけた金額です。

▽減免対象の保険税額（ $A \times B / C$ ）

- A：世帯の被保険者全員について算定した
保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少が
見込まれる収入にかかる前年の所得額
C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員
の前年の合計所得金額

×

▽合計所得金額に応じた減免割合（ D ）

- 300万円以下の場合：全部（10分の10）
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全額を免除します。

申請に 必要な 書類

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・令和4年中の収入見込み額がわかる資料
- ・令和3年中の収入がわかる書類（確定申告書及び事業収支の帳簿や給与証明書等）
- ・保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類（保険契約書等）
- ・事業等の廃止や失業をしたことがわかる書類（廃業等届出書や事業主の証明等）

減免の 対象となる 保険税

令和3年度分および令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日
までの間に納期限を設定されているものが、減免の対象となります。

※申請は、国民健康保険税納税通知書が到達し、年税額を確認してから、上記の申請書等を基山町
ホームページからダウンロードしていただくか、窓口を設置しておりますので、記入していただき、
税務課に提出してください。

▽注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、会社都合で離職した方については、本減免ではなく、非自発的の失業者に
かかる保険税の軽減を適用いたします。
- ・同一世帯内の未申告者の方は、収入の申告をしていただいてから減免の申請をしてください。



外壁塗装安心パック

(シリコン樹脂)

基本工事費
込価格

75万円

(税抜)

33坪

（パック内容）

- ①足場・ネット養生
- ②高圧洗浄
- ③ひび割れ補修
- ④塗装（外壁・軒天井・破風板・雨樋・水切り鉄板・庇鉄板・フード・雨戸・戸袋・雨板）
- ⑤産業廃棄物運搬処理

※産業廃棄物運搬処理の許可を持っている業者と提携しております。

「適正な外壁塗装」「適正な価格」で
お悩みの方、当社が
解決致します！

見積無料 まずはお気軽にご相談を！

MP (株)マツダペイント

〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣2丁目2-10

0120-27-1116

☎0942-30-5891 営業時間：10時～19時 定休日：日曜日

マツダペイント 検索

平成29年度
久留米市
優良施工事業者
として表彰
を受けました！

有料広告

12月議会のお知らせ

問 議会事務局

☎92-6543



基山町議会 12月議会は、下記の会期日程（予定）で開催します。
会期中は、どの日でも傍聴できます（傍聴にお越しの際は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします）。議場は、役場4階です。

令和4年12月議会 会期日程（予定）

日	曜日	開始時間	区分	内容	場所
6	火	午前9時30分	本会議	会期を決定します。 町長が議案の提案理由を説明します。	議場
7	水	午前9時30分	本会議	《一般質問》 議員が町政に関する質問を行います。	議場
8	木				
9	金				
10	土	休会			
11	日				
12	月	午前9時30分	本会議	議案審議（議案内容について町長に質問します。） 委員会付託（委員会で審査するように決めます。）	議場
13	火	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。 （厚生産業常任委員会）	委員会室
14	水	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。 （総務文教常任委員会）	委員会室
15	木	午前9時30分	委員会	常任委員会での審査の結果を集約します。	委員会室
16	金	午前9時30分	本会議	常任委員会の審査結果を委員長が報告します。 議案について討論・採決を行います。	議場

※この日程は、状況により変更することがあります。

議場の傍聴席は、庁舎1階と4階ロビーのモニター放映、及びインターネット録画配信の映像に映る場合がありますので、ご了承ください。

パブリックコメントを実施します



意見募集テーマ：「広報きやま」11月号の発行回数や内容について

町では、「広報きやま」について、11月の発行回数を月1回として内容の充実を図るなど試行をしています。
今回、発行回数に対するご意見のほか、内容やボリューム・見やすさなどについてのご意見を募集します。

▽公表期間

11月17日（木）～12月14日（水）

▽意見募集期間

12月1日（木）～12月14日（水）

▽意見を提出できる人

- ・町内に住所を有する個人
- ・町内の事業所に勤務する個人
- ・町内の学校に在学する個人
- ・町内で活動する事業者その他団体

▽公表場所

情報公開コーナー（役場3階）及び基山町ホームページ

※広報きやまは全戸配布します。

▽意見提出方法

意見の提出様式は自由ですが、提出する方は必ず
氏名・住所・連絡先を記載してください。
郵送、FAX、メール又は持参で提出してください。

▽注意事項

- ・いただいたご意見については、個別の回答や返却は行いません。
- ・いただいたご意見の概要とそれに対する町の考え方を、基山町ホームページ等で一定期間公表します。公表する場合は、個人情報に十分配慮します。
- ・本事業と直接関連のないご意見への回答は行いません。

申 問 企画政策課 広報・情報管理室 ☎92-2188 ☎92-2084 ✉kohojoho-3@town.kiyama.lg.jp

町内の中小企業等の皆様へ

(中小企業支援事業)

最大 10 万円

基山町中小企業等緊急支援事業補助金

問 産業振興課
商工観光係
☎92-7945

原油価格・物価高騰等及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の中小企業等に対し、『**基山町中小企業等緊急支援事業補助金**』を交付します。

補助対象事業者

以下のいずれも該当する事業者が対象です。

- ①基山町内に店舗や事業所を有する中小企業等（個人・農業者も含む）
- ②町民税等の滞納がない者
- ③本町から類似する他の補助金等の交付を受けていない者

対象要件

以下のいずれも該当する事業者が対象です。

- ①令和2年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が前年1月以降から同年3月までの同3か月の合計売上高と比較して20%以上減少していること。
- ②令和4年1月以降の任意の連続する3か月間の全体経費又は仕入金額の合計が前年平均の3か月分の全体経費又は仕入金額と比較して10%以上上昇していること。

補助率及び補助金額

1事業者あたり 最大 10 万円

※ただし、前年平均の1月の全体経費が10万円に満たない場合はその額を補助金の額とする。

申請期間及び提出方法

【申請期間】 令和4年12月28日（水）まで

【申請に必要な書類の入手方法】

- ①産業振興課商工観光係（役場2階）での配布
- ②基山町ホームページ（<https://www.town.kiyama.lg.jp/kiji0034230/index.html>）からダウンロード

【提出方法】

持参又は郵送により下記提出先まで提出してください。メールでの受付は行っておりません。

【提出先・問合せ先】

〒841-0204 基山町大字宮浦666番地 産業振興課 商工観光係 ☎92-7945



△詳細はこちら



12月末までにマイナンバーカードを申し込むと、
マイナポイントがもらえます！

マイナポイントはお買い物等に利用できるポイントです。期限内にマイナンバーカードを作るともらえます。カードを作る期限が12月までに延長されました。ぜひこの機会に作りましょう！

最大 **20,000円分** もらえる！

マイナンバーカードの
新規取得※
5,000円分

+

健康保険証として
の利用申込み
7,500円分

+

口座受取口座の登録
7,500円分

※カードを既に取得した方のうち、
マイナポイント第1弾の未申込者も含む

問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

サポート⇒住民課 ☎92-7932 制度⇒企画政策課 ☎92-2188 保険証⇒福祉課 ☎92-7934

新たに給付金の受給対象となる方へ

年金生活者支援給付金の請求手続きが必要です

問 福祉課
保険年金係
☎92-7934

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

◎対象となる方（次の要件をすべて満たしている方）

老齢基礎年金を受給している方

- ・65歳以上
- ・世帯員全員が住民税非課税
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が
881,200円*以下

*障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が4,721,000円以下

◎日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤル又は年金事務所へお問い合わせください。

◎請求手続き

給付金を受給するためには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

※昨年に引き続き支給要件を満たす場合、翌年以降の請求手続きは原則不要です。

①新たに年金生活者支援給付金の受給対象となる方

日本年金機構が、8月下旬頃から、請求可能な旨をお知らせする通知を送付しています。同封されているはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、なるべく早く日本年金機構に提出してください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて、請求手続きが必要です。

■ 問合せ先 年金生活者支援給付金専用ダイヤル ☎(0570) 05-4092
佐賀年金事務所 ☎(0952) 31-4191

国民年金保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難な場合は、臨時特例の時的措置として、納付が免除及び猶予される場合がありますので、保険年金係にご相談ください。

■ 問合せ先

福祉課 保険年金係 ☎92-7934
佐賀年金事務所 ☎(0952) 31-4191

お口の健康・歯あわせ健診のお知らせ

県内の76歳の方を対象に「歯あわせ健診」を実施しています。対象となられる方には、4月に受診券を送付しています。

この機会にお口の状態を把握し、「健康に生きること」に繋がっていきませんか？

詳しくは「佐賀県歯科医師会ホームページ」下部の「歯あわせ健診」をご覧ください。または、下記までご連絡ください。



お口の状態は健康寿命と深い関わりがあります。

「お口の細菌の増加」や「唾液の減少」「飲み込みなどの筋力低下」などは、食べる機能だけでなく、全身の衰えへと繋がります。

70歳以上の肺炎患者の約7割が「誤嚥性肺炎」といわれており、それはお口の中の細菌が原因と言われています。また、新型コロナウイルス感染症の重症化にも影響している“糖尿病”には、歯周病菌が関与していることが分かっています。

■ 問合せ先

一般社団法人 佐賀県後期高齢者医療広域連合
佐賀県歯科医師会 ☎(0952) 64-8476
在宅歯科医療推進連携室
☎(0952) 25-2291

補助制度のご案内

小規模特認校制度を利用して若基小学校へ通学する方を対象に、新しい補助制度が始まりました。ぜひご活用ください。小規模特認校制度について検討中の方や制度を詳しく知りたい方は、問合せ先へご連絡ください。

補助制度①

令和4年10月スタート！

通学時に**無料で**コミュニティバスが利用できます。



10月にコミュニティバスのダイヤ改正が行われ、若基小学校の目の前にバス停ができました。小規模特認校制度利用者はバス利用による通学を認めており、利用を希望する場合、フリーパス券を支給します。※希望する方全員が補助を受けることが可能です。

補助の流れ

教育学習課で申請書を記入



教育委員会より支給決定通知書を送付

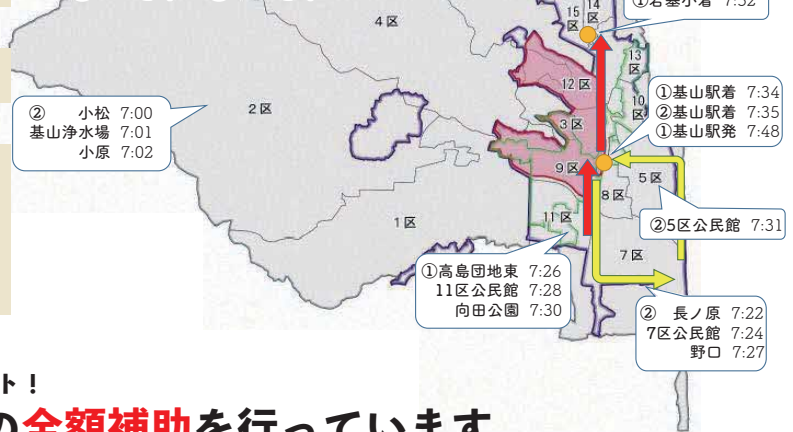


1か月ごとに学校を通じて、児童へフリーパス券を配布。

※初月はフリーパス券ができ次第学校を通じて児童へ配布をします。

コミュニティバス利用例

①: 1号車 ②: 2号車



補助制度②

令和4年4月スタート！

制服購入費の**全額補助**を行っています

小規模特認校制度利用者へ制服の上着及び半ズボン又はスカート1着の購入費用の補助をしています。

※補助の利用が出来るのは、「小規模特認校就学許可通知書」を受けた年度の年度末までとなっていますので、ご注意ください。新就学の場合は、1年生になった年度末まで申請が可能です。

補助の流れ

入学・転入学するにあたりご自身で制服を購入



教育学習課で申請書等を記入

※制服を購入した領収書、認印、振込口座通帳の写しの持参をお願いします。



教育委員会より決定通知書送付ののち、指定の口座へ振り込みをします。

小規模特認校制度を利用すれば制服が実質無料になるのね！



“さよなら”の前に
“おかえり”を

自宅葬

「わが家でお葬式」



シンプルプラン 288,000円(税込316,800円)
お花いっぱいプラン 398,000円(税込437,800円)

自宅葬

リビングスタイル



寺院葬

「お寺でお葬式」



追加料金がないので安心です

★家事おたすけ★
サポート

料理や掃除などの家事をご都合にあわせて依頼いただけます！

幅広い家事に対応
必要な時間だけ
専任スタッフで安心

初回おためしなど詳しくはWebへ
天の川 家事おたすけ

有料広告



天の川

0120-85-7851

天の川 自宅葬

検索

ホーム

ページ

QRコード

LINE

検索

特認校制度利用者が増えてきています！

若基小学校

来年度の新1年生もあと2名で2クラスとなります！

創立33年を迎えた若基小学校は、多くの教室や広々とした運動場を有し、放課後児童クラブの受け入れにも余裕があります。

令和2年度から「特認校」となり、希望すれば町内全域から通える学校となりました。

その成果もあって、今年度の1年生は久しぶりに2学級となっています。

来年度も特認校制度で入学希望のお子様がおられ、今後、2名の転入や制度利用があれば2学級となります。実現すれば1学級20名程度の少人数学級となります。新1年生～新6年生で制度利用をご希望の方は町の教育学習課あるいは若基小学校へお問い合わせください。



ゆとりのある 教室配置



運動場も広々使えます



静かな環境で学習できます



一輪車も人気です！



中庭が人工芝になりました！



放課後児童クラブも
余裕があります！



各学年教室+学習室で
活動がスムーズ

ゆとりのある 学習環境

魅力的な 補助制度

補助制度の詳細は、右ページをご覧ください。

▽若基小学校前バス停



コミュニティバス
通学全額補助



制服購入費全額補助

小規模特認校の申請方法

○申請書にご記入の上、教育学習課(役場2階)にご提出ください。(申請書は教育学習課、基山小学校、若基小学校にあります。基山町HPにも掲載しています。)

学校紹介動画
はこちら▶



○12月23日までにご提出ください。

問合せ先

基山町教育委員会 教育学習課 学校教育係 ☎92-7980

令和5年度 基山町産業の振興に寄与する

団体等に対する補助金の事前相談について

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。令和5年度に本補助金を活用する事業を計画されている方は11月30日（水）までにご相談ください。

▼公募期間 令和5年度 ▼事業実施期間 交付決定日（令和6年3月31日（日））

▼事業区分・対象要件・補助概要

事業区分	対象要件	補助概要
A事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	・補助対象者は、事業者、団体、任意の団体（3以上の連名）、認定農業者若しくは認定農業者になろうとする者又は農地所有適格法人のいずれかです。
B事業	販売の創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認めた事業	・補助事業者は、町内に事業所等を有する者となります。
C事業	認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入又は3割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認めた事業	・事業の申請後、基山町産業振興補助金審査委員会が審査及び審議され、補助対象の可否が認定されます。

▼補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等	補助率
A事業	事業費の下限 補助金額の上限 30万円 100万円	事業者 1/3 以内 団体及び任意団体 1/2 以内
B事業	事業費の下限 補助金額の上限 10万円 100万円	事業者 1/2 以内 団体及び任意団体 2/3 以内
C事業	事業費の下限 補助金額の上限 200万円 200万円	認定農業者等 2/3 以内

※問合せ先 産業振興課 ☎（92）7945

基山町

重度心身障害者 福祉年金を支給します

重度の心身障がい者の方に対して、福祉の増進を図ることを目的に重度心身障害者福祉年金を支給します。

▼対象者

①11月1日現在で本町に居住し、身体障害者手帳の1級又は療育手帳をお持ちの方

②11月1日現在で施設に入所しており、本町に居住する方の扶養を受けている身体障害者手帳1級又は療育手帳をお持ちの方

▼申請時に必要なもの

・申請書（10月下旬に対象者には送付しています）

・印鑑

・身体障害者手帳又は療育手帳（写し）
・通帳（振込先が確認できるもの）

※身体障害者手帳1級又は療育手帳をお持ちの方で申請書が届いていない方は、お問い合わせください。

▼申請締切日 11月30日（水）

※申請・問合せ先

福祉課 障がい福祉係

☎（92）7964



内職さん大募集!

内職配達
受付開始!

“完全出来高制”で
あなたのやる気に応えます!

内容／部品の袋詰め等
給与体系／完全出来高払い
今後の流れ／まずはお電話ください!
その後、詳細説明をさせていただくため一度ご来社いただきます。
PRポイント／・簡単作業でお手軽スタート!年齢不問!
・年間を通じて、お仕事を提供できます!
・内職未経験の方も大歓迎!

募集要項

YAHATA
株式会社 八幡ねじグループ
株式会社 ヤハタロジコム
鳥取DC：佐賀南鳥取市永吉町673-1

お問合せはこちら
050-3816-2800
担当：野崎（受付時間9:00～18:00）
お気軽に今すぐご連絡を!

有料広告

新型コロナワクチン集団接種の 循環バスの一部変更について

ロードレース大会開催に伴い、12月4日（日）の新型コロナワクチン集団接種の循環バス時刻表を一部変更します。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。

変更前

北回り	1便	2便	3便
きやま鹿毛医院	8:15	9:45	11:15
基山町役場	8:18	9:48	11:18
第4区公民館	8:21	9:51	11:21



変更後

北回り	1便	2便	3便
きやま鹿毛医院	8:15	9:45	11:15
基山町役場	—	—	—
第4区公民館	8:21	9:51	11:21

※北回りの1便、2便、3便について、基山町役場を経由せずに、第4区公民館へ行きます。4便以降は通常どおりの運行となります。

通行規制のお知らせ

第31回きやまロードレース大会 第8回きやまスロージョギング®大会

に伴う通行規制のお知らせ

12月4日（日）に、基山町内をコースとして開催される、第31回きやまロードレース大会・第8回きやまスロージョギング®大会に伴い、町道及び県道の一部で車両の通行が一時規制されます。また、歩行者天国区間では、車両の通行が一切できないため、迂回をご案内させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

▼歩行者天国区間・時間

次の区間・時間は車両の通行ができません。

①県道基山公園線（役場前付近）…午前8時～12時

②町道花園線…午前10時30分～11時15分

※時間は前後する場合があります。ご了承ください。



▼問合せ先 まちづくり課 文化・スポーツ係 ☎92-7935

家庭用井戸水の検査を実施します

井戸水は、いつの間にか水質が変わることがあります。井戸水を用いる場合は、定期的に水質検査を受けましょう。町では、水質検査専門業者による家庭用井戸水の集団水質検査を行います。

検査の申込み（※印鑑を持参ください）

受付当日に、受付場所まで申込書及び採水容器を配布します。

▼受付期間 11月15日（火）～17日（木） 午前9時～11時

▼受付場所 役場2階 201会議室

▼申込書への記入事項

①氏名、住所、電話番号

②検査項目の選択（左表参照） 飲用井戸水11項目は必ず選択してください。その他は希望者のみ。

③井戸の深さ（約何メートル）

④井戸水のおもな用途 ⑤上水道を利用しているか

▼検査料の支払い 左表を参考に容器配布時にお支払いください。お釣りのないようお願いします。

▼容器の回収（※採水は回収当日の朝に行ってください。）

▼回収期間 11月21日（月）・22日（火） 午前9時～11時

▼回収場所 役場2階 201会議室

※問合せ先

まちづくり課 環境対策室 生活環境係 ☎（92）7941

検査項目	検査料（税込）
飲用井戸水 11項目 「一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度」	2,200円
水銀	1,760円
六価クロム	1,540円
鉛	1,540円
マンガン	1,540円
鉄	1,540円
ヒ素	1,760円



△詳細はこちら

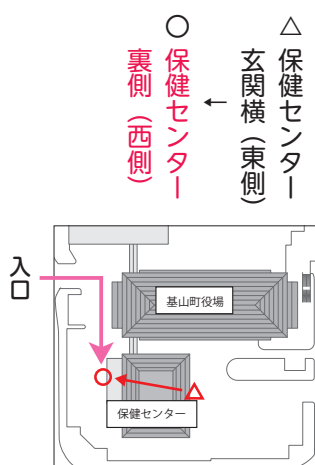


イベント開催に伴う皆さまへのお願い

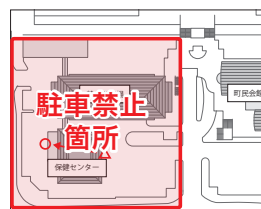
11月19日（土） ちびっこりだー
11月20日（日） 基山ヒルクライム2022

①11月19・20日バス停を移動します

19日のコミュニティバス、20日の新型コロナワクチン集団接種の循環バスについて、臨時的に役場のバス停を左図のように移動します。



②11月19・20日 役場駐車場は使用できません



③11月20日林道が通行止めとなります

11月20日午前8時～午後1時まで基山草スキー場に向かう林道を通行止めいたします。そのため、草スキー場での木製ソリの貸出は行いません。

▼通行止め区間

大本山龍光徳寺第1駐車場～
基山草スキー場駐車場



利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解と協力をよろしくお願いいたします。

※問合せ先 産業振興課 ブランド化推進室 ☎（92）7945

外壁塗装は、KPCリフォームにお任せください!!
※キッチン・お風呂・オール電化などその他のリフォームもお気軽にご相談ください!!

佐賀県知事許可（般-28）第11698号

株式会社 **九州PFIクリエイティブ**

三養基郡みやき町大字白壁5101番地 TEL: 0942-81-6510 URL: <http://kpc-inv.co.jp>



防火訓練

基山町消防団秋季防火訓練を実施します

11月13日（日）に基山町消防団第8部管内の大城地区で、基山町消防団秋季防火訓練を実施します。

訓練は、午前7時15分から午前9時30分まで行います。その間、火災発生（午前8時頃）と鎮火（午前8時20分頃）にサイレン吹鳴をします。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※問合せ先 総務課 防災係 ☎（92）7915



第3回全国瞬時警報システム

11月16日（水）全国一斉情報伝達試験を実施します

地震・津波・武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた試験で、基山町以外の地域でも、試験が行われます。

基山町では、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、町民の皆さまへお伝えするために、防災行政無線の放送による情報伝達試験を実施します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▼Jアラート

地震・津波や武力攻撃などの発生時に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを活用して、瞬時に地方公共団体及び住民に伝達するシステムです。

▽実施日時

11月16日（水） 午前11時頃

▽試験放送内容

防災行政無線のスピーカーから、下記の内容が一斉放送されます。

- ① 上りチャイム音
- ② 「これは、Jアラートのテストです。」（※3回繰り返し）
- ③ 「こちらは、基山町です。」
- ④ 下りチャイム音

※問合せ先 総務課 防災係 ☎（92）7915



11月9日は119番の日

11月9日は119番の日です。救急車の適正利用にご協力を。

症状が軽い、交通手段がないなど、緊急性がなく自力で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関等を利用してください。

火災や災害の問合せのため119番をかけるのは絶対におやめください。

■ 火災・災害の問合せ

☎0180（999）555

■ 鳥栖・三養基地区消防事務組合

☎（85）0119



秋季火災予防運動

11月9日（水）～15日（火）の7日間、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

お出かけはマスク戸締り火の用心

を統一標語に、鳥栖・三養基地区消防事務組合では、午後8時にサイレンを吹鳴し、火災への注意を呼びかけます。

■ 鳥栖・三養基地区消防事務組合

消防本部 予防課 建築係

☎（83）7996

有料広告

安心の永代供養制度

資料請求
承ります

お墓・樹木葬
納骨堂

多段式納骨壇「光」好評受付中

永代供養タイプ（5寸2柱）

最下段 新価格！

50万円

使用料

65万円

※管理料 / 年間 8,800円（税込）
※期限 / 最終埋葬者納骨後 20年
※収蔵数 / 5寸壺 2柱



公益財団法人 ～歴史と自然の公園墓地～
太宰府メモリアルパーク

初めての方も
お気軽にご相談ください

☎0120-84-7711

〒818-0134 太宰府市大字大佐野字野口807-128

鳥栖アウトレットから
車で約25分

筑紫野ICから
車で約10分

太宰府ICから
車で約10分

●福岡県知事許可60公営第557号・墓地経営許可60公営第693号・（公社）全日本墓協会員●事業主体 / （公財）太宰府メモリアルパーク●開園年月 / 昭和63年3月●総区画数 / 14,000区画●天空院光総区画数 210区画

11月はこんな月間です！

「介護の日」相談会の開催

11月11日は、「介護の日」です。広く住民の方に高齢者等に対する介護についての理解と認識を深めていただくために、介護に関する質問や相談を受け付ける「無料相談会」を開催します。

この機会に、お気軽にご相談ください。

▽日時 11月11日（金）
午後1時30分～4時30分

▽場所 上峰町民センター（上峰町坊所）

※問合せ先 佐賀県介護保険事業連合会

☎0952（37）1131

税金の納め忘れは ありませんか？

税金は、指定された納期限までに納めましょう。納期限までに納税しないと、督促状や催告書が送付され、延滞金が増加されます。また、財産の差押えなどの滞納処分を行うこともあります。

やむを得ない理由で一時的に税金の期限内納付が困難な方は、必ず税務課（役場1階）までご相談ください。

※問合せ先

税務課 徴収係

☎（92）7918



ひとりで悩まず電話してください 女性の人権ホットライン

法務局では、配偶者等からの暴力（DV）、職場等における各種ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用電話相談窓口を開設しています。相談は無料で、秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

また、11月18日（金）～24日（木）は、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。この期間中は、平日の相談受付時間を延長するほか、土・日曜、祝日も相談に応じます。



▽通常時の受付時間

午前8時30分～午後5時15分（平日）

▽強化週間中の受付時間

午前8時30分～午後7時（平日）

午前10時～午後5時（土・日曜、祝日）

▽電話番号（全国共通）

☎0570（070）810

▽相談担当者

法務局職員又は人権擁護委員

※問合せ先 佐賀地方法務局人権擁護課

☎0952（26）2195

11月（いい）30日（みらい）は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民一人一人」、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として、11月30日を「年金の日」としました。

この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、年金記録や将来の年金見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？マイナンバーカードとメールアドレスをお持ちであれば、マイナンバーからねんきんネットが利用できます。

また、毎月第2・第4火曜日には、役場で年金に関する相談業務を実施しています。佐賀年金事務所から相談員が来庁

し、相談を受け付けます。（事前に予約が必要ですので、佐賀年金事務所へ前日までにご連絡ください。）

※問合せ先

・佐賀年金事務所

☎0952（31）4191

・日本年金機構「ねんきんネット」

「ねんきん定期便」専用ダイヤル

☎0570（058）555

※050から始まる

電話でおかけの場合

☎03（6700）1144

年金手帳

新型コロナウイルス感染症の影響で、各種イベント等は中止・延期・内容変更となる場合がございます。詳しくは、各問合せ先にご確認ください。

石井行政書士事務所

（全国相続協会相続支援センター・三養基郡基山相談室）

相続・遺言・家族信託

成年後見（任意後見）

農地転用許可申請

知的資産経営報告書作成支援

〈 ご相談・お問い合わせ先 〉

行政書士 石井 貞 好

〒841-0201

☎0942-48-5044

基山町大字小倉332番地32（高島団地北2丁目）

有料広告